

子育て支援員研修修了者が従事可能な保育・子育て現場

コース名		従事可能な保育・子育て現場	根拠
地域保育コース	「地域型保育」	小規模保育事業(保育従事者)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(各市町条例等で規定)
		家庭的保育事業(家庭的保育補助者)	
		事業所内保育事業(保育従事者)	
		企業主導型保育事業(保育従事者)	内閣府が定める職員配置基準
	「地域型保育」 「一時預かり事業」	認可保育所 ・朝夕等の児童が少数となる時間帯 ・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超過している場合	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則
		認定こども園(幼保連携型) ・朝夕等の児童が少数となる時間帯 ・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超過している場合	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則
		認定こども園(幼保連携型以外) ・朝夕等の児童が少数となる時間帯 ・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超過している場合	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則
「一時預かり事業」	一時預かり事業(保育従事者)	児童福祉法施行規則	
地域子育て支援コース	「利用者支援事業(基本型)」	利用者支援事業(基本型)(専任職員)	利用者支援事業実施要綱
	「地域子育て支援拠点事業」	地域子育て支援拠点事業(専任職員) 修了していることが望ましい	地域子育て支援拠点事業実施要綱